

浜松市立中学校部活動指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立中学校(以下「中学校」という。)の部活動において、専門的技術指導ができる顧問の不足や顧問教師の多忙化などの課題を補い、さらなる部活動の活性化を図り、併せて地域の教育力を活かすために、中学校に配置する部活動指導員(以下「指導員」という。)の設置について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 指導員は、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、顧問との話し合いのうえ、技術的な指導に従事する。顧問不在の場合も、単独で指導を行うことができる。

2 校長に命じられた場合は、部活動の顧問になることができる。教諭等の顧問を置かず、指導員のみが顧問になる場合は、校長は、当該部活動を担当する教諭等(以下「担当教諭等」という。)を指定し、担当教諭等は、指導計画の作成、生徒指導、事故発生時の対応等の必要な職務に当たる。

3 生徒が学校外で行われる各種大会、練習試合等へ参加する場合、指導員のみで引率をすることができる。また、種目規則に従って審判を行うことができる。

4 部活動中の日常的な生徒指導に係る対応を行う。いじめや暴力行為等が発生した場合は、速やかに教諭等に連絡し、連携して対応を行う。

5 事故が発生した場合は、教諭等へ連絡し、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を速やかに行う。なお、指導員の単独指導中の生徒の負傷等についても、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用となる。

(任用)

第3条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の規定に基づき、次の各号のすべてに該当する者を公募により、浜松市教育委員会(以下「委員会」という。)が任用する。

(1) 当該校の教育方針及び部活動運営方針を理解している者

(2) 当該年度4月1日現在で高校卒業以上の社会人、大学生(短大生・専門学校生を含む。)

(3) 当該部活動種目の実技指導の経験が3年以上あり、人格・見識ともに優れ、生徒の指導に適する者

(4) 健康状態に優れ、一年を通じて指導ができる者

(5) 生徒の活動時間帯に合わせて指導ができる者

(配置の方法)

第4条 指導員は、委員会が定めた配置計画により、原則として1中学校3人を上限として配置する。

2 委員会は、特段の理由があると認めた場合、1中学校に前項の規定人数以上の指導員を配置することができる。

(配置の見直し)

第5条 委員会は、中学校の部活動の活動状況等を調査し、指導員の配置を見直すものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、指導員設置に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。